

議員提出議案第2号

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び清水町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年12月18日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

提出者	清水町議会議員	原	紀	夫
賛成者	清水町議会議員	桜	井	崇
同	上	北	村	光
同	上	高	橋	政
同	上	佐	藤	幸
同	上	安	田	一
				薫

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の  
一部を改正する条例

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和 31 年清水町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「従前月額による。」を「、その事由が生じた日から当該減少差額を日割をもつて計算した額と、従前の月額との差引額とする。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。